

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称	平成22年度 未来戦略創出会議(第10回)	
事務局(担当課)	政策経営部企画課	
開催日時	平成 23 年 2 月 7 日(月) 10 時 30 分～11 時 30 分	
開催場所	第二委員会室(本庁舎4階)	
議題	(1)豊島区第2次行政情報化実施計画の策定について (2)私法上の債権等の未収金対策について	
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第7条第5項による
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	区長・副区長・教育長・政策経営部長・総務部長・施設管理部長・区民部長・文化商工部長・図書館担当部長・清掃環境部長(代理出席:環境政策課長)・保健福祉部長・健康担当部長・池袋保健所長・子ども家庭部長・都市整備部長・土木部長・会計管理室長・教育総務部長・選挙管理委員会事務局長・監査委員事務局長・区議会事務局長
	幹事	企画課長・財政課長・行政経営課長・区長室長(欠席)・広報課長・総務課長・人事課長(欠席)・財産運用課長
	説明者	情報管理課長
	事務局	企画課企画調整グループ係長・主任主事

審議経過

(1) 豊島区第 2 次行政情報化実施計画の策定について

説明者： 資料に基づき、豊島区第 2 次行政情報化実施計画の策定について説明。

本区では、「豊島区行政情報化推進計画」に基づき、平成 18 年 3 月に現行の「豊島区行政情報化実施計画(計画期間:平成 18～22 年度)」を策定し、行政内部の事務効率化を主眼に情報化を推進してきたところである。これにより庁内の情報化は着実に進んだが、情報セキュリティ管理やICT活用による区民サービスの向上等多くの課題が残されており、引き続き行政情報化を推進する必要がある。また、豊島区基本計画における地域コミュニティの活性化や地域医療・福祉の充実、防犯・防災対策等に対する区民の要望に効率的かつ効果的に対応していくためには、ICTを活用した地域情報化を推進していく必要がある。

このため「豊島区第 2 次行政情報化実施計画(計画期間:平成 23～27 年度)」を策定し、今後の本区における情報化施策と施策の進め方を明確にしたい。これまで、平成 22 年末に行政情報化推進本部において計画案を決定し、豊島区後期基本計画案について実施したパブリックコメントにおいて頂いた 4 件 7 項目のご意見を一部反映させ、平成 23 年 1 月 28 日に開催した行政情報化推進本部において最終案の承認を受けた。本計画は「豊島区基本計画」の分野別計画とし、現行の「行政情報化実施計画」を引き継ぐ計画として平成 23 年 3 月に策定するものである。

幹事： 資料に基づき、電子掲示板の設置について説明。

現在、区政情報を区民に発信する主な手段として、ホームページ、広報紙、くらしのガイド、テレビ広報等の媒体を活用しているが、区民との情報共有をさらに進めるために、通信、デジタル技術を活かした新たな情報発信のしくみを積極的に導入していく必要がある。このため、液晶ディスプレイにより多様な情報を伝達できる「電子掲示板」を設置し、区民サービスの向上をはかるものである。設置場所は区民窓口および区民利用施設の中から、スペース、施設利用状況等を勘案し、各部局と調整のうえ選定、決定する。なお、民間事業者との協働により設置・運用することにより、区としての費用負担はなく、また設置基数に応じた収入等が得られる。民間事業者との協働による設置は 23 区中 6 区ですでに実施済みであり、区直営による設置も 2 区が実施している状況である。

今後の予定としては、平成 22 年度中に各部局との調整、設置場所の決定等を行い、平成 23 年度上半期にかけて業者決定、運用方針の庁内周知を行う。運用開始は平成 23 年 10 月からを予定している。

副区長： 第 1 次「豊島区行政情報化実施計画」の達成状況はどのくらいなのか。

説明者： 庁内インフラの整備等、ほぼ 100%の達成状況であるが、基幹系システムの再構築および情報セキュリティ管理体制の整備については、それぞれシステム整備の遅れや外部監査制度の未導入などにより一部未達成となっており、今後の課題としたい。

なお、経費としては、ほぼ予定通りの執行状況である。

委員： この実施計画に基づき今後新たに導入するシステムなどの構築にあたっては、限られた予算の中でいかに効果的かつ効率的に実施するかが重要になる。財政的効果や

かかる経費のバランスなど、早々に具体的な検討を行っていく必要があると思う。

教育長： 教育関連事業についても、平成 23 年度に既存のICT活用を含めた事業展開を行う予定である。これらの実施にあたっては、区全体の情報化実施計画の動きと連動していく必要がある。きちんと連携を取り、十分に調整しながら実施していきたい。

委員： システムの構築については、すでに情報管理課と所管部署との意見交換を始めている。今後も情報化推進本部および下部組織である検討委員会において、問題点等について調整していきたい。

⇒提案の通り決定する。

(2)私法上の債権等の未収金対策について

委員： 資料に基づき、私法上の債権等の未収金対策について説明。

平成 21 年度豊島区各会計決算審査において、住宅使用料や各種貸付金等私法上の債権の収入未済額が前年度に比べて 4.9%増加し、各課において債権回収に努めてはいるものの、その成果が上がっているとは言えないとの指摘を受けている。

このため、私法上の債権及び公法上の非強制徴収債権について全庁的に情報を共有し連携を深めるとともに、現状の非効率を解消し、公正かつ効率的な債権管理を実現するため、平成 23 年度より会計課に「私債権等管理グループ」を設置したい。

設置期間は平成 23 年 4 月 1 日から 1 年間とし、組織の活動成果を踏まえて次年度以降の方針をまとめる。専任の係長 1 名を配置するとともに、必要に応じて関連する課の課務担当係長として兼務発令する。また、あわせて専門知識を有する人材派遣職員 1 名の活用を検討している。

今後のスケジュールとしては、平成 23 年度第 1 四半期に債権調査および困難案件の選定を行い、7、8 月に実態・追跡調査を行う。その後法的措置等の対象となる債権を特定し、催告・督促・法的措置等を実施する予定である。

なお、現在すでに活動している私債権等管理プロジェクトチームにおいて、条例改正等の検討を引き続き行い収納対策本部に報告するとともに、平成 23 年度上半期中に債権管理マニュアルを策定する。私債権等の管理処分等は所管課が実施するが、私債権等管理グループがこれらについてのアドバイスや進行管理を行う。困難案件については、私債権等管理グループが各課の課務担当係長の立場で直接管理処分等を実施する。

今回の提案とは別に、収納対策本部(大都市収納実務研究会)において、サービスの活用、滞納整理業務に特化した専管部署の設置等、他自治体の事例調査および課題整理が進められている。収納部門の一元化は、スケールメリットを活かした業務運営や歳入増が期待されることから、今回の取り組みの成果が、これらの環境整備の一環となるよう、収納対策本部における十分な調整・連携を行うこととする。

副区長： 今回行う対策の対象となる収納未済額はいくらぐらいなのか。

委員： 平成 21 年度末の金額で、およそ 4 億 5 千万円である。

⇒提案のとおり決定する。

会議の結果	<p>(1)豊島区第2次行政情報化実施計画の策定について</p> <p>(2)私法上の債権等の未収金対策について</p> <p>⇒(1)・(2)について決定</p>
-------	--

提出された資料等	<ul style="list-style-type: none">・豊島区第2次行政情報化実施計画の策定について・豊島区第2次行政情報化実施計画・電子掲示板の設置について・私法上の債権等の未収金対策について
----------	---